

## 検討課題

## —外国裁判所の裁判の承認・執行の規律の在り方（人事訴訟事件及び家事事件関係）—

## 第1 外国裁判の承認

- ① 外国裁判所の人事訴訟事件（注）における確定判決について民事訴訟法第118条の適用による規律を維持するものとする。

（注）外国法において人事訴訟事件に相当するものと解されるものを含む。

- ② 外国裁判所の家事事件（注）における確定裁判は、次に掲げる要件のすべて（ただし、家事事件手続法別表第1記載の事件については、二を除く。）を具備する場合に限り、その効力を有するものとする。
- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
  - 二 相手方が、申立書（写しを含む。）の送付若しくは送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと、申立てがあったことの通知を受けたこと又はこれらを受けなかったが手続行為をしたこと。
  - 三 裁判の内容及び裁判の手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
  - 四 相互の保証があること。

（注）外国法において家事事件に相当するものと解されるものを含む。

（補足説明）

## 1 民事訴訟法第118条の適用範囲等

- (1) 外国裁判の承認とは、ある国が外国裁判所の裁判の効力を自国においても認めることをいい（注1）、国境を越えた権利保護、私的法律関係の国際的安定等を目的とするものといわれている。現行法の規定としては、外国裁判所の確定判決の承認の要件について定める民事訴訟法第118条があり、同条は、財産権上の訴えに係る訴訟事件における外国裁判所の確定判決のほか、人事訴訟事件における外国裁判所の確定判決について

も適用があるものと考えられる（注2）。

他方で、非訟事件手続法の規定する「非訟事件」に相当する事件における外国裁判所の確定裁判や、家事事件手続法上の家事事件に相当する事件における外国裁判所の確定裁判については、その承認に係る規定は存在せず、解釈に委ねられている。

（注1）いわゆる効力拡張説による説明。なお、最高裁判所平成5年(オ)第1761号同9年7月11日第二小法廷判決（民集51巻6号2530頁）は、「我が国において外国裁判所の判決の効力を認めるということは、その判決が当該外国において有する効果を認めることである。」と判示している。

（注2）外国判決の承認の要件を定める規定は、大正15年法律第61号により、旧民事訴訟法（明治23年法律第29号）第200条として設けられ、現行の民事訴訟法（平成8年法律第109号）制定に伴い、若干の改正が加えられて、民事訴訟法第118条として現在に至っている。人事訴訟手続法（明治31年法律第13号）及びその廃止に伴いこれに代わった人事訴訟法（平成15年法律第109号）においては、外国判決の承認に関する規律は設けられていないが、人事訴訟事件における外国裁判所の確定判決は、民事訴訟法第118条にいう「外国裁判所の確定判決」に含まれ得るものと解釈されてきたと考えられる。

（参照条文）

○ 民事訴訟法

（外国裁判所の確定判決の効力）

第百十八条 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること。

○ 旧民事訴訟法

第二百条 外国裁判所ノ確定判決ハ左ノ条件ヲ具備スル場合ニ限り其ノ効力ヲ有ス

- 一 法令又ハ条約ニ於テ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト
- ニ 敗訴ノ被告カ日本人ナル場合ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ訴訟ノ開始ニ必要ナル呼出若ハ命令ノ送達ヲ受ケタルコト又ハ之ヲ受ケサルモ応訴シタルコト
- 三 外国裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト
- 四 相互ノ保証アルコト

(2) 学説上は、外国裁判所の「非訟事件」の確定裁判の承認について、相互の保証の要件の要否などの解釈上の対立があるものの、一定の要件のもとに承認され、わが国において効力が認められると解するのが多数説であるとされている。従前の実務においては、民事訴訟法第 118 条（又は同条の前身である旧民事訴訟法第 200 条）所定の要件の一部を当該裁判の承認の要件である旨判断して（なお、準用するものとしたのか否かは必ずしも定かではない。）、承認の是非を判断した例がある。

(3) 本文においては、外国裁判所の人事訴訟事件及び家事事件における確定裁判がわが国において承認され得るものであることを前提として、承認の要件について、民事訴訟法第 118 条各号の規定内容を出発点としつつ、人事訴訟事件及び家事事件の特殊性に配慮した特別の規律を設ける必要の有無について、検討を加える（注）。

（注）承認の規律としては、ドイツにおける婚姻関係事件のように、何らかの承認手続を経て始めて承認されるものとする法制もあるが、日本を含め多くの国では、特定の要件を具備していれば承認の裁判のような特別の行為・手続を経ることなく当然に内国でも効力を有するものとして承認されるという自動的承認の制度を採用しているとされており、民事訴訟法第 118 条も自動的承認を前提としている。本文における提案も同様である。

（参考）外国裁判所の家事事件における裁判の承認の要件について、わが国における訴訟事件と非訟事件の相違を根拠として、訴訟事件を念頭に置いた民事訴訟法第 118 条に規定されている外国裁判所の判決の承認要件とは異なるものとするべきと考えることもできる。仮に、そのような考えを反映した規律を設けた場合、承認の対象となる外国裁判所の裁判の承認について、いずれの要件の充足が必要となるかが問題となるところ、当該裁判の形式を基準に判断するとすることが考えられる。しかし、わが国において承認の対象となるのは、多くの場合は外国法を

準拠法としてされた外国裁判所の裁判であると思われるところ、これらの裁判は、わが国において訴訟事件である人事訴訟事件と非訟事件である家事事件のいずれに該当するかが一見して明らかではないこともあり得る。そこで、基本的には、外国裁判所の裁判の形式を問題とすることなく、裁判において判断がされた事項が日本法を基準した場合にどの事件類型に近いかという観点、すなわち、裁判事項を基準として、訴訟事件の承認要件と非訟事件の承認要件のいずれの充足が必要となるかを判断することが相当であると思われる。このような判断は、民事訴訟法第 118 条における承認の対象としての「判決」に当たるか否かが解釈に委ねられていることとも整合する。

## 2 外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決について

(1) 外国裁判所の人事訴訟事件（離婚事件など）における確定判決については、前記のとおり、民事訴訟法第 118 条の適用があると解釈されてきたものと考えられる。

(2) そこで、外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決については、以下、外国裁判所の家事事件における裁判について、その承認の要件の検討と併せて、別の考慮をすべきかどうかの観点から検討する。

## 3 外国裁判所の家事事件における裁判について

### (1) 承認の対象

民事訴訟法第 118 条は、承認の対象を「外国裁判所の確定判決」としているところ、家事事件がわが国の裁判所の裁判によって完結する場合、その形式は審判であること、外国裁判所の判断の効力をわが国で認めるのであればその判断は確定したものであることを要するというのが相当であることを踏まえ、家事事件については、承認の対象を「外国裁判所の家事事件における確定裁判」とすることが考えられる（注）。

（注）子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分及び財産の分与に関する処分は、家事事件として申立てがされたならば審判事項となるのに対し（家事事件手続法第 39 条，別表第 2 の 3 の項及び 4 の項参照），人事訴訟手続においては附帯処分とされる（人事訴訟法第 32 条第 1 項参照）。附帯処分等についての裁判（同項の附帯処分についての裁判及び同条第 3 項の親権者の指定についての裁判。裁判所法第 61 条の 2 第 2 項参照。）は、判決の形式でされ、離婚等を認容する判決主文と並んで判決の主文に表示される。しかし、このような取扱いは、人事訴訟法において、特定の事項について、判断に供する資料の流用や一体的解決を図る

ことなどを目的として、手続が別種であるにもかかわらず、特別に、離婚訴訟や婚姻取消訴訟への附帯申立てを許容し又は同時に判断をすることとしたことによるものである。附帯処分等についての裁判は本質的には判決ではなく家事審判であるとされており、人事訴訟法第2条における「人事訴訟」の定義の内容にも、附帯処分等は含まれていない。

(参照条文)

○ 人事訴訟法

(附帯処分についての裁判等)

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬等の按分割合に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項，国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による処分をいう。）（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

4 (略)

(参考)「外国裁判所」や「確定」の意義については、民事訴訟法第118条に関して議論があり、本文の提案についても同様の議論が当てはまるものと考えられる。

## (2) 外国裁判所の裁判権（承認の要件その1）

### ア 前提

民事訴訟法第118条第1号においては、外国判決の承認の要件として、「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること」、いわゆる間接管轄を要するものとしている。その理由としては、①過剰ともいえる管轄原因を認めている国もあると考えられることから、そのような事件や当事者と十分な関連性のない管轄原因に基づいてされ

た自己に不利な外国判決から被告の利益を保護すること、②承認国が自国と特に密接な関連性を有する事件、殊に専属管轄を認めている事件についての自国の利益を保護すること、③管轄要件を課することにより、(承認可能性を踏まえて)原告に適切な国の裁判所に訴えを提起させる誘因となることが挙げられている。

## イ 提案

家事事件における確定裁判についても、上記の理由が妥当するといえること及び外国法制においても間接管轄が要件とされている例が一般的であることからすると、間接管轄を承認の要件の1つとすることが相当である。外国裁判所の家事事件における確定裁判について、本文はその旨の提案をしている(注1)(注2)。

### (注1) 人事訴訟事件の確定判決について

外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決の承認については、民事訴訟法第118条第1号に係る要件を要するものとすることに問題はないと考えられるが、どうか。

### (注2) 間接管轄の存否の判断基準

財産権上の訴えに係る訴訟事件における外国判決の場合には、日本国民及びその財産保護の見地から、間接管轄は制限的に運用されるべき要請があるが、離婚事件等における外国裁判の場合には、相矛盾する身分関係の発生防止等の政策的判断から、逆に、間接管轄をより広く認めるべき要請があるとして、人事訴訟事件又は家事事件においては、間接管轄の方が直接管轄よりも広く認められるべきとする見解がある(この見解に立つ場合には、事件類型ごとに間接管轄の規定を置くことも考えられる)。しかし、直接管轄と間接管轄は、一定の事件類型に属する事件についてどの国に裁判管轄を認めるのが相当かという点について異なる角度から見たものに過ぎず、本来同一の考え方により規律されるべきであるとするのが多数説であり、本文の提案は多数説の考え方による。

## (3) 送達又は応訴についての要件(承認の要件その2)

### ア 前提

民事訴訟法第118条第2号においては、外国判決の承認の要件として、「敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと又はこれを受け

なかったが応訴したこと」を要するものとしている。その趣旨は、被告が、外国における訴訟手続の開始当初の段階から、自己の利益を守るために訴訟手続に関与する機会を具体的に与えられたこと又は自ら進んで応訴したことを外国判決承認の要件の1つとすることで、被告の実質的な手続保障を確保し最低限の被告の利益を保護することにある。

## イ 提案

### (ア) 承認の要件とすることの是非

そもそも、手続関与の機会が与えられていなかったことは手続的公序の問題としてとらえれば足りるともいえることなどを理由に、承認の要件としないとするとも考えられる。しかし、家事事件の場合も、基本的には、手続保障の観点から、送達又は応訴の要件を必要とすることに合理性があると考えられ、敢えて財産権上の訴えに係る訴訟事件と異なる規律とする理由に乏しい。

### (イ) 家事事件のうち相手方のない事件類型について

もともと、日本法を前提とすると、家事事件には、概ね家事事件手続法別表第1の各項に掲げる事件のように、相手方のない事件類型がある（例えば、養子縁組の許可の審判事件など）。それらの事件類型については、前記の財産権上の訴えに係る訴訟事件における外国判決の承認につき送達又は応訴の要件を設けている趣旨が妥当しない。そこで、本文においては、家事事件手続法別表第1の各項に掲げる事件について、送達又は応訴の要件を外国裁判の承認の要件とはしないこととする提案をしている。

(参考) 外国裁判所の家事事件における確定裁判の承認については、民事訴訟法第118条第2号における「被告」に代わるものとしての「裁判を受ける者」について、手続保障の観点から、送達又は応訴の要件又はこれと同趣旨の要件を必要とするとも考えられる。しかし、家事事件手続における「裁判を受ける者」は、必ずしも申立書の送付を受けるものではなく（家事事件手続法第67条第1項、第256条第1項参照）、手続へ関与する機会を保障されているとはいえない。したがって、上記の観点から送達又は応訴の要件又はこれと同趣旨の要件を設けることは、国内の家事事件手続との乖離が大きく、合理的な説明が困難であると考えられる。家事事件における相手方のない類型の事件については、送達又は応訴の要件を要件とすることなく、実質的な

手続保障の充足については、公序の要件（手続的公序。後記5参照。）の審査において検討することが考えられる。

(り) 家事事件のうち相手方のある事件類型について

他方で、家事事件には、概ね家事事件手続法別表第2の各項に掲げる事件に相当する、相手方のある事件類型がある。これらの事件類型については、直ちに、前記の財産権上の訴えに係る訴訟事件における外国判決の承認につき送達又は応訴の要件を設けている趣旨が妥当しないとはいえない。しかし、家事事件手続法を参照すれば、例えば、相手方への申立書の写しの送付が必要的とはされていないこと（家事事件手続法第67条第1項、第256条第1項参照）等、そもそも、訴訟事件と比べ、制度上担保されている手続保障の度合いが異なるともいえ、必ずしも、民事訴訟法第118条第2号と同じ規律を設ける必要があるとまではいえないと考えられる。そして、民事訴訟法第118条第2号において用いられている、「敗訴の被告」及び「訴訟の開始に必要な（呼出し若しくは命令の送達）」といった概念が当てはまらないことから、同号と同じ規律とすることは不適當であるとも考えられる。

家事事件のうち相手方のある事件類型については、相手方に対し、外国裁判所の確定裁判の効力がわが国において拡張されることを正当化し得るだけの実質的な手続保障を担保することのできる要件を設ければ足りるものと考えられる。そこで、本文においては、上記事件類型について、不利益な裁判を受けた当事者が申立書（写しを含む。）の送付若しくは送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けている場合はもちろん、送付若しくは送達を受けていなくとも、申立てがあったことの通知を受けているか（注1）（注2）、又はこれらを受けなかったが手続行為（注3）をしたことを、承認の要件の1つとする旨提案している。

（注1）民事訴訟法第118条第2号の要件のうち送達に関する部分について、学説においては、①手続開始文書の送達が判決国法上有効になされ（適式性の要件）、かつ、②その送達が、被告が実際に手続の開始を知り、実効的な防御をなしうる時期・方法で行われたことを要する（了知可能性・適時性の要件）と解すべきとする見解もあるが、上記要件に該当するか否かは、承認が問題となる個別の場面における解釈・判断に委ねられている（例えば、司法共助に関する条約に定められた方法によらない送達の同号該当性につい



て判示をした，最高裁判所平成6年(オ)第1838号同10年4月28日第三小法廷判決参照。)。これと同様に，本文の提案における「送付」又は「送達」についても，これらに該当するか否かは，承認が問題となる個別の事案における解釈・判断に委ねることを前提としている。

(注2) 民事訴訟法第118条第2号の要件のうち送達に関する部分について，公示送達その他これに類する送達（以下「公示送達等」という。）は除外されている。これは，公示送達等によっては，敗訴被告が実際に訴訟手続の開始を知り，実効的な防御をする機会を保障したとはいえないことを理由とする。家事事件において申立書の公示送達等がされた場合，当該事件における確定裁判の存在を知った相手方が当該裁判を利用すべく承認を求めらるれば，必ずしも公示送達等がされたことを理由に承認を拒絶する必要はないとも考えられる。しかし，一般的には，公示送達等がされたにとどまる場合，相手方は当該事件における確定裁判の存在を知らないことが多いと考えられ，そのような場合に承認を認めることは相手方にとり酷であることから，家事事件においても訴訟事件と同じく，承認の要件としての「送達」から公示送達等を除く旨の提案をしている。

(注3) 「手続行為」とは，外国法において，家事事件の手続における手続上の行為（家事事件手続法第17条第1項参照）に相当する行為をいう。

以上を踏まえ，送達又は応訴の要件を設けることの要否やその内容について，どのように考えるか（注）。

(注) 人事訴訟事件の確定判決について

外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決の承認については，民事訴訟法第118条第2号に係る要件を要するものとすることに問題はないと考えられるが，どうか。

#### (4) 公序（承認の要件その3）

##### ア 前提

民事訴訟法第118条第3号においては，外国判決の承認の要件として，「判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」を要するものとしている。このうち，前段（「判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」）は実体的公序と呼ばれており，外国判決は承認されることによりその効力が

我が国において拡張されるものであることから、承認の要件とされている。また、後段（「訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」）は手続的公序と呼ばれており、送達・応訴要件（民事訴訟法第 118 条第 2 号）のみによっては必ずしも十分ではない当事者の手続保障の確保を図るために要件とされており、手続的公序に反する場合として、例えば、外国判決が訴訟手続における重大な詐欺や脅迫に基づいて取得された場合などが想定されている。

## イ 提案

外国判決の承認の要件として実体的公序及び手続的公序を必要とする理由は、家事事件においても妥当し、外国法制においても、承認が求められた外国裁判が内国の公序に反しないことを要件とする例が一般的であるといえる。そこで、本文においては、公序を要件の 1 つとする提案をしている（注 1）（注 2）。

（注 1）公序の要件については、解釈上、承認が求められた国において既に同一の事件における確定裁判が存在する場合に承認を拒絶することができるか、という論点がある。例えば、日本で離婚を認めない判決がされ、その後、外国において離婚を認める判決がされたときに、当該外国判決の承認において、公序要件の充足の有無が問題となる。この論点については、人事訴訟事件又は家事事件に固有の問題ではなく、民事訴訟法第 118 条第 3 号の解釈に関して既に存在しているところ、最終的には事実認定及び解釈に委ねられるべき問題であると考えられる。

（注 2）人事訴訟事件の確定判決について

外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決の承認については、民事訴訟法第 118 条第 3 号に係る要件を要するものとすることに問題はないと考えられるが、どうか。

## (5) 相互の保証（承認の要件その 4）

### ア 前提

(ア) 民事訴訟法第 118 条第 4 号においては、外国判決が承認されるために、「相互の保証があること」を要件の 1 つとしている。その趣旨は、自国内及び相手国内のいずれにおいても、互いに平等な主権国家である相手国の国家権力の行使結果を同じ程度に認めることで、判決の承認を促進することにあるとされる。

(イ) 「相互の保証」については、民事訴訟事件の確定判決に関し、最高裁判所昭和55年(オ)第826号同58年6月7日第三小法廷判決・民集37巻5号611頁は、相互の保証の意義について、『相互ノ保証アルコト』とは、当該判決をした外国裁判所の属する国…において、我が国の裁判所がしたこれと同種類の判決が同条(民事訴訟法第118条の前身である旧民事訴訟法第200条)各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有するものとされていることをいうものと解するのが相当である。」と判断し、この判断は以後も踏襲されている(最高裁判所平成6年(オ)第1838号同10年4月28日第三小法廷判決・民集52巻3号853頁参照)。

## イ 提案

「相互の保証」を承認の要件とするか否かについては、そもそも、家事事件又は財産権上の訴えに係る事件のいずれであるかを問わず、外国裁判の承認の要件として「相互の保証」の要件を必要とすることによる具体的な効用は必ずしも明らかではないこと、外国法制をみると、家事事件について「相互の保証」を要件としていない国もあることなどを重視すれば、家事事件について外国裁判の承認の規律を財産権上の訴えに係る事件の承認の規律と同様に考えること自体、適切ではないと考えることもできる。

しかし、現行法上、民事訴訟法第118条第4号が、外国判決の承認について「相互の保証」を要件の1つとしていることに鑑みると、家事事件についてのみ、外国裁判の承認の要件として「相互の保証」が不要であるとするとした場合には、これをどのように説明するかという問題がある。また、家事事件においては、その判断内容に訴訟物又は審判対象として財産関係に係る判断が含まれる場合もあり得る。そこで、本文においては、家事事件のいずれについても、外国裁判所の裁判の承認の要件の1つとして、「相互の保証」を必要とする内容の提案をしているが、どのように考えるか(注1)(注2)。

(注1) 仮に、外国裁判の承認の要件の1つとして「相互の保証」を必要とする場合、「相互の保証があること」(民事訴訟法第118条第4号参照)のような積極的要件ではなく、例えば、「相互の保証がないことが明らかであること」といった消極的要件の形で要件とすることも考えられる。しかし、家事事件についてのみ消極的要件とすることについては、家事事件であることのみをもって

「相互の保証」が不要であると考えることと同様、説明が困難であると考えられる。

(注2) 人事訴訟事件の確定判決について

外国裁判所の人事訴訟事件における確定判決の承認については、民事訴訟法第118条第4号に係る要件を要するものとするに問題はないと考えられるが、どうか。

(6) 承認国における国際私法により指定される準拠法に従った判断であることを要件とすること

家事事件の場合、財産権上の訴えに係る事件と異なり、性質上形成の裁判が多く、裁判による形成的効果を基に親族関係の発生、消滅、それに基づく相続等の様々な法律関係が発生する。そこで、本来適用されるべき準拠法に基づいて処理されているか否かを問題とすべきであるとして、承認国における国際私法により指定される準拠法に従った判断であることを要件とすること（この要件を以下「準拠法要件」という。）も考えることができる。

しかし、外国裁判の承認の制度は、外国裁判所の確定裁判が外国訴訟法上有する効力を、その実体に踏み込むことなくそのまま尊重するものであるから、実体法選択に関する準拠法要件を要するものとする必要はないと考えることができる。また、準拠法要件については、外国法制においてこれを必要とはしない例が多いとされており、学説においても不要とする考え方が多数説である。わが国の近時の裁判例においても、準拠法要件が必要であると解されてはいないことも併せて考慮し、本文においては、準拠法要件を必要とする内容の提案はしていない。

## 第2 外国裁判の執行

【甲案】人事訴訟事件及び家事事件（注）に関する外国裁判の執行判決の規律については、民事執行法第24条の適用ないし類推適用による規律を維持する。

【乙案】人事訴訟事件及び家事事件（注）に関する外国裁判の執行判決の規律については、基本的に民事執行法第24条と同様の規律を前提としつつ、家庭裁判所の専属管轄とする。

(注) 外国法においてこれらに相当するものを含む趣旨である。

(補足説明)

1 民事執行法第 24 条について

わが国において、外国裁判所の財産権上の訴えに係る判決については、これが民事訴訟法第 118 条各号に規定されている承認の要件を満たすとしても、当該判決を債務名義として強制執行をするために、別途、執行判決を得る必要がある（民事執行法第 24 条）。これは、当該外国裁判所の判決の内容をわが国において強制的に実現するためには、承認のための要件を具備しているかどうかをあらかじめ判断する必要があるところ、その判断を執行機関（又は執行文付与機関）に任せるのは相当ではないことから、通常の訴訟手続で確定させることとしたものである。

(参照条文)

○ 民事執行法

(外国裁判所の判決の執行判決)

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第百十八条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

外国裁判所の人事訴訟事件及び家事事件における裁判についても、その内容として何らかの給付命令が含まれている場合には、外国裁判所の財産権上の訴えに係る判決と同様に、それに基づいてわが国において強制執行をするためには、それが承認されるものであるのみならず、当該裁判に基づく強制執行を許可する旨を宣言する判断を必要とすべきであると考えられる（注 1）。従前の実務においては、外国裁判所がした子の引渡しを命ずる裁判や養育費支払命令等について、執行判決が用いられてきたものと考えられる。すなわち、何らかの給付命令がその内容に含まれ、その執行が

必要となる外国裁判所の人事訴訟事件の判決及び家事事件の裁判については、民事執行法第24条が適用ないし類推適用されるものとされてきたと考えられる。そこで、以下、民事執行法第24条の規律を出発点としつつ、人事訴訟事件及び家事事件の特殊性に配慮した特別の規律を設ける必要の有無について、検討を加える（注2）。

（注1）最高裁判所平成6年(オ)第1838号同10年4月28日第三小法廷判決・民集52巻3号853頁は、民事執行法第24条所定の「外国裁判所の判決」とは、外国の裁判所が、その裁判の名称、手続、形式のいかんを問わず、私法上の法律関係について当事者双方の手続的保障の下に終局的にした裁判をいうものであり、決定、命令等と称されるものであっても、右の性質を有するものは、同条にいう「外国裁判所の判決」に当たるものと解するのが相当であると判示している。したがって、外国裁判所の人事訴訟事件における判決及び家事事件における裁判が、当然に、民事執行法第24条の対象外となるものではない。

（注2）人事訴訟法における「人事訴訟」とは、身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟をいい（人事訴訟法第2条）、人事訴訟における判決は形成判決又は確認判決となることから、いわゆる判決の狭義の執行を観念することはできないものと考えられることができる。しかし、外国法においてわが国の人事訴訟に相当する事件の裁判については、わが国における給付判決の性質を有する裁判が含まれる可能性を否定することができない。そこで、本文においては、「人事訴訟事件」を、外国法においてこれに相当する事件を表すものとして提案している。他方で、家事事件手続法における「家事事件」とは、家事審判及び家事調停に関する事件をいうところ（家事事件手続法第1条）、家事事件の審判については、相手方に給付を命ずる内容のものが含まれ、これについては、いわゆる狭義の執行を観念することができる。

## 2 管轄裁判所

### (1) 前提

外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えについては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとされ（民事執行法第24条第1項）、また、この管轄は専属とされている（同法第19条）。

(参照条文)

○ 民事執行法

(専属管轄)

第 19 条 この法律に規定する裁判所の管轄は，専属とする。

## (2) 提案

### ア 甲案

財産権上の訴えに係る事件と，人事訴訟事件及び家事事件とで職分管轄を異なるものとする規律を新たに設けた場合，外国でされた裁判の内容によっては，例えば，養育費についての合意に基づく金銭支払請求など，財産権上の訴えに係る事件又は人事訴訟事件若しくは家事事件のいずれであるかの判別が難しく，当事者が外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えの提起等をすべき裁判所を誤ったり，外国裁判所において財産権上の訴えに係る事件及び人事訴訟事件又は家事事件についての複数の判断が1つの裁判でされた場合などに，家庭裁判所の管轄と地方裁判所の管轄が競合する場面が生じたりする可能性もある。

そこで，これらの事態に対応するために，人事訴訟事件及び家事事件に関する外国裁判の執行判決の管轄を地方裁判所の専属管轄とすることが考えられ，甲案では，そのような内容の提案をしている。

### イ 乙案

一方で，①執行判決制度は，いわば外国裁判と執行判決を合体させて1つの債務名義を作成するものであるところ，わが国における人事訴訟事件及び家事事件についての債務名義の作成権限は，家庭裁判所に専属していること，②（執行判決は対象である裁判の内容の当否を調査しないものであるとしても）承認要件の1つである公序について争われる場合，国内の家事事件について知見の蓄積があると考えられる家庭裁判所の判断になじむと考えられること，③例えば，同一の当事者間での養育費について，一方で外国裁判所の裁判についての執行判決が求められ，他方で当該裁判後の事情の変更を根拠として減額請求がされるなどした場合を念頭に置くと，家庭裁判所において両者の判断をするのが適当であるとも考えられることを考慮すると，人事訴訟事件及び家事事件に関する外国裁判の執行判決の管轄を家庭裁判所の専属管轄とすることも考えられ，乙案では，そのような内容の提案をしている。

もっとも，家庭裁判所に管轄を認めた場合には，外国裁判所の判決が財産権上の訴えに係る事件又は人事訴訟事件若しくは家事事件のい

ずれであるかの判別が困難である場合があることを踏まえ（注）、管轄裁判所を誤った申立てにつき移送等を認める規律を設けることを検討する必要があると考えられる。

（注）財産権上の訴えに係る事件と、人事訴訟事件又は家事事件との区別について、例えば、日本法を基準として、日本法に当てはめた場合にどの手続で扱われるべき事項に当たるか、という裁判対象事項に着目して判断することも考えられる。もっとも、これに対しては、最終的には裁判所の判断に委ねざるを得ないことから、当事者の予測可能性の担保は十分ではないとの指摘もあり得る。

（参考）外国裁判所の裁判の承認の制度が、当該裁判の効力をわが国においてそのまま認める（拡張する）ものであることからすると、人事訴訟事件及び家事事件についても、執行判決は対象である裁判の内容の当否を調査しないでしなければならないとされている民事執行法第24条第2項と同様の規律を設けることが適当である。そうすると、人事訴訟事件及び家事事件の執行判決を求める訴えの職分管轄を家庭裁判所の専属とする場合であっても、家庭裁判所調査官による調査が行われることは想定されないものと考えられる。

（参照条文）

○ 人事訴訟法

（家庭裁判所調査官による事実の調査）

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

○ 家事事件手続法

（家庭裁判所調査官による事実の調査）

第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。



3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

○ 裁判所法

第六十一条の二（家庭裁判所調査官） 各家庭裁判所及び各高等裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

2 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他の法律において定める事務を掌る。

3・4（略）

以上を踏まえ、管轄裁判所につきどのように考えるか。

### 3 外国裁判所の裁判をわが国で執行する場合の手續

#### (1) 前提

民事執行法第24条第1項においては、外国裁判所の判決の内容をわが国で強制的に実現するためには、執行判決を求める訴えという訴訟手續を経なければならないものとされており、「確定した執行判決のある外国裁判所の判決」が債務名義となる（民事執行法第22条第6号）。

なお、現行法のもとでは、家庭裁判所の審判のうち、執行力のある債務名義と同一の効力を有するとされる、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判（家事事件手続法第75条参照）に基づく強制執行及び確定判決と同一の効力を有するとされる審判（注1）を債務名義（民事執行法第22条第7号）とする強制執行のうち、代替執行又は間接強制の方法による場合については、規定上、家庭裁判所が執行裁判所となる（民事執行法第171条第2項、第172条第6項、第173条第2項、第167条の15第6項、第33条第2項第1号）。これに対し、確定した執行判決のある外国裁判所の判決を債務名義（民事執行法第22条第6号）とする強制執行は、上記の方法による場合であっても、地方

裁判所が執行裁判所となる（民事執行法第 171 条第 2 項，第 172 条第 6 項，第 173 条第 2 項，第 167 条の 15 第 6 項，第 33 条第 2 項第 1 号）（注 2）。

（注 1）合意に相当する審判（家事事件手続法第 277 条第 1 項）及び調停に代わる審判（家事事件手続法第 284 条第 1 項）は，確定判決と同一の効力を有する場合がある（家事事件手続法第 281 条，第 287 条参照）。

（注 2）仮に，執行判決を求める訴えの職分管轄を家庭裁判所とする場合には，これに伴い，確定した執行判決のある外国裁判所の判決を債務名義（民事執行法第 22 条第 6 号）とする強制執行のうち，代替執行又は間接強制の方法による場合については，家庭裁判所が執行裁判所となることになる。

（参照条文）

○ 民事執行法

（代替執行）

第一百七十一条 民法第四百十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は，執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。

2 前項の執行裁判所は，第三十三条第二項第一号又は第六号に掲げる債務名義の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3～6（略）

（間接強制）

第一百七十二条 作為又は不作為を目的とする債務で前条第一項の強制執行ができないものについての強制執行は，執行裁判所が，債務者に対し，遅延の期間に応じ，又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに，債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

2～5（略）

6 前条第二項の規定は，第一項の執行裁判所について準用する。

第一百七十三条 第一百六十八条第一項，第一百六十九条第一項，第一百七十条第一項及び第一百七十一条第一項に規定する強制執行は，それぞれ第一百六十八条から第一百七十一条までの規定により行うほか，債権者の申立てがあるときは，執行裁判所が前条第一項に規定する方法により行う。この場合においては，同条第二項から第五項までの規定を準用する。

2 前項の執行裁判所は、第三十三条第二項各号（第一号の二及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

（扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制）

第六百六十七条の十五 第五百十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権についての強制執行は、前各款の規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が第七十二条第一項に規定する方法により行う。ただし、債務者が、支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき、又はその債務を弁済することによつてその生活が著しく窮迫するときは、この限りでない。

2～5（略）

6 第七十二条第二項から第五項までの規定は第一項の場合について、同条第三項及び第五項の規定は第三項の場合について、第七十三条第二項の規定は第一項の執行裁判所について準用する。

（執行文付与の訴え）

第三十三条（略）

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。

一 第二十二条第一号から第三号まで、第六号又は第六号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号及び第六号に掲げるもの以外のもの 第一審裁判所

一の二（略）

二～六（略）

（債務名義）

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 ないし五（略）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決

六の二（略）

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

## (2) 提案

外国裁判所の人事訴訟事件における判決及び家事事件における裁判を

わが国で執行するに際しては、現状の民事執行法第 24 条第 1 項の規律に従い、訴訟手続によるものとするのが考えられる。

一方、同項については、債務者の手続権を保障するためには相当であるとしても、債権者の迅速な権利実現、さらには国際取引の安全性・確実性を不当に害することになり得るとして、より簡略な決定手続とすべきであるとする見解も主張されている（注）。人事訴訟事件及び家事事件についても、例えば、特に公序の要件審査においては、公開の法廷で裁判をするのになじまない事柄が問題とされることも考えられることから、非公開とするためにも決定手続とすることが考えられる。

（注）仲裁判断に基づいて強制執行をするには、裁判所に対し、債務者を被申立人として、仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定（執行決定）を求める必要があるとされている（仲裁法第 46 条第 1 項）。これは、従前の「公示催告手続及び仲裁手続に関する法律」では判決手続とされていたものを、平成 15 年に制定された仲裁法において決定手続へ改めたものである。仲裁法の制定の際には、決定手続とすることについて、国民の裁判を受ける権利を定めた憲法第 32 条や公開の法廷における裁判を定めた憲法第 82 条に反するおそれがあるとの憲法上の問題点が指摘されたが、民事訴訟法上も再審の裁判が決定手続で行われるように、いったん国民の権利義務を定めた判断がされた後に、その効力を左右する裁判を別途することそれ自体は、訴訟手続の憲法上の保障が及ぶものではないという理解を前提に、決定手続とすることは許されるという考え方がとられた。他方で、国民の権利義務に密接な関連を有することは否定しがたいことから、慎重な手続が必要であるとして、一定の手続保障を付与して実質的に当事者の手続保障を図るという方法がとられたものである。

（参考）仮に決定手続とする場合には、本文の提案における「執行判決」を「執行決定」とし、「執行判決を求める訴え」を「執行決定を求める申立て」などとした規律を設けることが考えられる。

以上を踏まえ、外国裁判所の裁判をわが国で執行する場合に必要な手続について、どのように考えるか。